

況左記、通り

記

一、争議團側其ノ後ノ状況

争議團側、於テハ最近著シク結束乱ルタルニ及シ工場主側ハ
依然強硬ナル態度ヲ以テ臨ミツツアルヲ以テ争議團側ニ於テ
ハ今後争議ヲ繼續スルニ於テハ益ニ不利ニ陥ルヲ論リ十一月
五日ノ會見ニ先テ幹新草野幸雄外十二三名協議セラル結果今後
争議ヲ打切ルノ覺悟ヲ以テ多少不利ナル條件ニ承認シテ解決
スルヲ得策ナリトスル意思ヲ有スルニ至レリ
二、労資會見状況

日時 十一月五日午後一時

場所 三河島町一九七一所在工場主二階

出席者

工場主側 山下義三、高橋三次郎代理、小室千代松

争議團側 幸野幸雄、原田一壽、本田信、大田八百次郎
等

争議團代表草野幸雄ヨリ叢、會見ニ於テ工場主ニ考慮ヲ促シ
タレ解雇手當ノ増給並ニ争議費用六百円及藤井ノ慰藉料額ノ
表示等ノ回答ヲ求メタルニ對シ工場主ハ考慮善處シタルニ置
キ藤井ノ解雇手當ハ十四日今争議費用ハ十五日他ニ同情金トシ
テ四百円ヲ支給シ藤井ノ同意ノ関シテハ事件ノ當事者ハ目下
刑事訴訟ヲ受ケツマルヲ以テ止メ責任ハ公判後ノ同意ニシ
テ争議ト直接関係ナシト拒絶シ争議團代表ハ迄々之ニ對スル
及對意見ヲ主張シタルモ工場主側ニ於テハ強硬ニ前途ノ意見
ヲ主張シテ議ラス結局今日午後五時ヨリ再會ヲ約シテ一時會
見ヲ打切りタリ

今日午後五時ヨリ前回同様交渉ヲ繼續シタルカ前回通り工場
主側ニ於テハ叢、主張ヲ拒ケス争議團側ニ於テハ藤井ノ慰藉